

宿毛市販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則(昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。)

第19条の規定に基づき、宿毛市販路開拓支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、市内中小企業者等の県外における販路開拓を支援することを目的として、展示会等に出展する中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 展示会等 販路拡大の目的に製品又は商品等を紹介する展示会、見本市、博覧会及びこれらに類するものをいう。

(2) 中小企業者等 次のア又はイに該当するものとする。

ア 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第7号に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織するグループ。

イ 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者が組織するグループ。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 前条に規定する中小企業者等で、市内に本社、主たる事業所又は生産地を有するもの。

(2) 市税の滞納がないもの。

(3) 展示会等に出展するに当たり、幡多広域市町村圏事務組合を除き、国、県等の公的機関から補助金等の交付を受けないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、県外において開催される展示会等への出展等に関する事業とし、物販を行う展示会等や一般客を主な対象とする展示会等は除くものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は(以下「補助対象経費」という。)は、前条に掲げる事業に要する経費のうち、次の各号に定めるもので、かつ、申請年度内に支払が完了する経費に限るものとする。

(1) 出展料(小間代、登録料など出展に際してかかる費用)

(2) 小間装飾費

(3) 輸送費

(4) 広報物製作費(補助対象事業のため新規に作成したものに限り。)

(5) 備品借上料

(6) 電気水道等使用料(設置工事費を含む)

(7) 交通費(最短の経路による妥当な運賃等で、領収書等で利用日・支払額等が確認できるものに限る。)

(8) 宿泊費(食事を除き1人1泊10,000円を上限とし、展示会等の開催日数に2を加えた日数により算定した額を上限とする。)

(9) その他市長が認める経費

2 幡多広域市町村圏事務組合からの補助金等の助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象とする。

(補助金額及び補助率)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、200,000円を上限とする。なお、1申請あたりの下限額は、1中小企業者等あたり50,000円、グループにおいては100,000円とする。

2 前項の規定により得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる限度額は、1会計年度毎に200,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市販路開拓支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請を行うにあたっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の手続き)

第9条 第3条第2号に規定するグループで補助金を受けようとするときには、この要綱で規定する手続き及び経理処理については、グループを代表する1中小企業者等が行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条により提出された申請書を審査の結果、補助金の交付が適当であると認めるときは、宿毛市販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助対象者(以下「補助事業者」という。)に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分違反したとき及び別表1に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助条件)

第12条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備、保管しなければならない。

(2) 補助対象事業により発生する財産については、補助事業者の責任において適切に管理するものとし、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は自己の責任においてこれを処理解決しなければならない。

(3) 補助対象事業の執行に際しては、市が行う契約手続きの取り扱いに準じて行わなければならない。また、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取り扱いに準じて行わなければならない。

(4) 補助対象事業に参加する全ての中小企業者等が事業に参加するとともに、補助対象となる経費の費用負担を負うこと。

(補助対象事業の内容等の変更)

第13条 補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宿毛市販路開拓支援事業費補助金変更申請書(第3号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の20パーセントを超える減額
- (3) 補助対象経費の各区分間の配分の20パーセントを超える変更
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する変更
(補助金の交付の決定の変更及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による補助金変更申請書の提出があったときは、審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、宿毛市販路開拓支援事業費補助金交付決定変更通知書（第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、宿毛市販路開拓支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減額した額を上回る部分の金額）を宿毛市販路開拓支援事業費補助金に係る消費税仕入控除額等報告書（第6号様式）により市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書及び関係書類が提出されたときは、当該報告に係る書類等を審査した上で、補助金の額を確定するものとし、確定額は、申請に基づく交付決定額と実績報告により算出した額とのいずれか低い方の金額とする。この場合において、交付決定額と確定額とが相違する場合は、宿毛市販路開拓支援事業費補助金の額の確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、宿毛市販路開拓支援事業費補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の公開)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第10条、第11条、第12条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。